

美容電気脱毛自主基準

一般社団法人日本美容電気脱毛協会

目 次

はじめに	2
用語の定義	3
I. 営業に関する基準	3
II. 広告に関する基準	4
III. 基本業務に関する基準	4
IV. 衛生管理に関する基準	4
V. 教育に関する基準	5
VI. 美容電気脱毛機器使用に関する基準	5

はじめに

エステティックにおける美容脱毛とは、スキンケアの一環として美容上好ましくない毛（むだ毛）を取り除くことであり、世界中のエステティックサロンにて行なわれています。過去においてはワックス脱毛が主流でしたが、テクノロジーの進歩により、美容電気脱毛、そして近年には美容ライト脱毛と次々と新しい方法が開発・導入され現在に至っています。

美容電気脱毛は、アメリカで開発されたアメリカの政府機関FDA（米国食品医薬品局）が唯一の永久脱毛法であると認めているプローブ式の電気脱毛法です。

(<https://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm048995.htm>)

日本においては、フェイシャル、ボディエステティックとともに長年エステティックトリートメントのひとつとして美容電気脱毛は行われております。1984年、当時の警察庁担当課長の照会に対し、厚生省（当時）より医事第69号通知が出されましたが、医師法違反容疑の4つの事例はすべて不起訴になりました。その後、1997年11月第141回国会・衆議院厚生委員会において厚生省（当時）より次のような見解・提言が示されました。

- ① 電気脱毛は医療行為であるとの見解が出されているが、その後の機器の進歩、技術の向上等により可罰的違法性はないケースもあり、一律に取り締まりの対象とはならない。
- ② 業界団体は自主的に技術水準の向上及び営業の適正化を図るべきである。

これらの提言を受けて当会は、エステティックに関する8つの団体が加盟し、エステティック技術向上とさらなる普及を目指して設立された「日本エステティック連合」の委員会として1998年に発足しました。同年秋から脱毛検定委員会を設立し、エステティシヤンの技術知識水準の向上と消費者に対して安全で良質な美容電気脱毛サービスを提供することを目的に、1999年10月より「連合美容電気脱毛技能検定試験」を開始致しました。それ以降も、安全性の確認された美容電気脱毛機器を使用したエステティックトリートメントの統一的な基準作りや、美容電気脱毛技術水準の向上、営業の適正化に努めてまいりました。

エステティックサロン経営者、美容電気脱毛を行う者は、この自主基準を遵守し、美容電気脱毛を安全且つ適切に実施するよう努めなければなりません。

用語の定義

美容電気脱毛の定義

美容電気脱毛とは、エステティックサロンで行なう美容を目的としたプローブ式の電気脱毛法をいう。

認定美容電気脱毛技術者の定義

認定美容電気脱毛技術者とは、脱毛専門カリキュラム 100 時間を認定講師より履修し、当会が実施する「美容電気脱毛認定試験」の筆記試験及び実技試験に合格・登録し、当会が発行する「美容電気脱毛自主基準」及び一般社団法人日本エステティック振興協議会（以下振興協議会という）が発行する「エステティック業統一自主基準」に従って美容電気脱毛を行う者をいう。

認定美容電気脱毛エステティシヤンの定義

認定美容電気脱毛エステティシヤンとは、規定の受験要項を満たし、当会が実施する「美容電気脱毛認定試験」の筆記試験及び実技試験に合格・登録し、当会が発行する「美容電気脱毛自主基準」及び振興協議会が発行する「エステティック業統一自主基準」に従って美容電気脱毛を行う者をいう。

認定美容電気脱毛講師の定義

認定美容電気脱毛講師（以下、認定講師）とは、当会の定めるカリキュラムに従って、美容電気脱毛の養成教育（実技及び講義）を実施する講師をいう。認定講師として認定を受けるには、当協会に申請を行い、所定の手続きを経て認定登録をすること。

I. 営業に関する基準

美容電気脱毛に関する営業は、振興協議会発行の「エステティック業統一自主基準」及び下記の項目を遵守する。

1. 美容電気脱毛サービスの提供にあたっては、カウンセリングにより消費者の希望、予定等を確認し脱毛計画を立てる。
2. 消費者に美容電気脱毛に関する正しい情報提供、及び施術内容等の事前説明を十分に行う。
 - (1) 美容電気脱毛の安全性や有効性等について正しく理解していただけるよう説明する。

- (2) 美容電気脱毛後の皮膚の反応、適切なホームケアについて説明する。
- 3. 美容電気脱毛を行う者は、消費者の安全を確保するために消費者の健康状態、肌質、毛質に関する事項を把握し毎回記録しなければならない。
- 4. 未成年者の脱毛トリートメントは、親権者の同意を得てから行う。
- 5. エステティックサロンは、消費者からの相談を受け付ける専用の窓口（担当者）を設けなければならない。また、各地方自治体の消費生活センター、および振興協議会構成団体の各相談窓口の担当者による求めに応じた調査・確認の要請対応に協力しなければならない。

II. 広告に関する基準

- 1. 美容電気脱毛に関する広告表示については、振興協議会発行の「エステティック業統一自主基準」および「エステティックの広告表記に関するガイドライン」の定めに沿った内容とする。
- 2. 安全面で消費者に誤認を与えるような広告表記をしてはならない。

III. 基本業務に関する基準

- 1. 設備、器具、製品の信頼性、有効性を維持しておかなければならない。
 - (1) 使用器具、備品のメンテナンス、使用にあたってはその製品の有効期限、安全性を点検する。
 - (2) 製品及び設備は、メーカーに指示されているとおりに、かつその用途でのみ使用する。
 - (3) 潜在的に危険な物質あるいは廃棄物は、適用される地域の法律、規制に従って処分する。
- 2. 消費者の安全を考えた方法で、電気設備、器具を使用しメンテナンスをする。
 - (1) 電気設備、器具は、メーカーの指示、仕様、必要事項に従って使用する。
 - (2) 美容電気脱毛器は、メーカーが指定する用途かつ美容電気脱毛の目的において使用される。
 - (3) 設備の故障につながる要因を把握しておく。
 - (4) 設備の故障を速やかに確認する。
 - (5) 器具の取り付けは、メーカーあるいは有資格者が行う。

IV. 衛生管理に関する基準

- 1. 公益財団法人日本エステティック研究財団の「エステティックサロンの衛生管理ハンドブック」及び「エステティックの衛生基準」に準じ、施設・設備・機器・備品等の清掃・洗浄・消毒を励行して衛生の維持・向上を図り、全ての消

費者及び美容電気脱毛を行う者の安全と健康の確保に努める。

2. 美容電気脱毛における衛生管理は、美容電気脱毛を行う者や消費者の安全性を確保する為に適切な衛生環境を保たなければならない。

V. 教育に関する基準

美容電気脱毛を行う者は、下記の条件を満たし十分な知識と技術を習得した上で、美容電気脱毛トリートメントを適正に行い、資格取得後も知識・技術の向上に努める。

1. 認定美容電気脱毛技術者

- (1) 脱毛専門カリキュラム 100 時間を認定講師より履修し、当会が主催する「美容電気脱毛認定試験」を受験し、筆記試験及び実技試験に合格すること。
- (2) 上記の試験に合格した者は、登録申請を行い「認定美容電気脱毛技術者」資格を取得すること。

2. 認定美容電気脱毛エステティシャン

- (1) 規程の要項を満たし、当会が主催する「美容電気脱毛認定試験」を受験し、筆記試験及び実技試験に合格すること。
- (2) 上記の試験に合格した者は、登録申請を行い「認定美容電気脱毛エステティシャン」資格を取得すること。

3. 認定美容電気脱毛講師

- (1) 当会の定める認定講師条件を満たし、所定の手続きを経て資格取得すること。
- (2) 当会の養成カリキュラム規程に則り、美容電気脱毛エステティシャン及び美容電気脱毛技術者の養成教育をすること。

VI. 美容電気脱毛機器使用に関する基準

美容電気脱毛を行う者は、日本エステティック機構「エステティック機器認証規格」のエステティック電気脱毛機器に沿った規格の機器を使用すること。また、美容電気脱毛関連設備、機器の使用、メンテナンスについて知識を持たなければならない。

1. 美容電気脱毛機器、設備は、製造事業者の指示、仕様、安全のための必要事項に従って使用する。
2. 美容電気脱毛機器は、製造事業者が指定する用途で使用する。
3. 美容電気脱毛機器の故障につながる要因を把握しておく。
4. 美容電気脱毛機器の異常を速やかに確認する。

以上

美容電気脱毛自主基準

2017年7月 第1版発行

2020年10月 第2版発行

発行 一般社団法人日本美容電気脱毛協会

〒102-0083 東京都千代田区麴町 3-2-1 HAKUWA ビル 3階

一般社団法人日本エステティック業協会内

TEL 03-3263-8871 FAX 03-3263-8872
